

# お詫びと訂正② 『労災請求のABC(令和8年6月1日診療分～)』

東京労働保険医療協会

## 【訂正内容】

「診断書(障害(補償)等給付請求用)」において、金額を6,000円と記載しているが、正しくは7,000円となる。

## 【訂正箇所】

- 前付 『労災診療費算定基準の一部改定について(令和8年6月1日以降の診療に適用) 主な改定箇所一覧』項目「2 療養の給付請求書取扱料 2,200円(金額の引き上げ)」における《主な様式の文書料》の金額

### 【誤】

《主な様式の文書料》

- 休業(補償)給付支給請求書(様式第8号および様式16号の6) . . . . . 2,200円
- 診断書(障害(補償)等給付請求用)(様式第10号および様式16号の7に添付する診断書) . . . 6,000円

### 【正】

《主な様式の文書料》

- 休業(補償)給付支給請求書(様式第8号および様式16号の6) . . . . . 2,200円
- 診断書(障害(補償)等給付請求用)(様式第10号および様式16号の7に添付する診断書) . . . 7,000円

- P44 『第6章 労災様式(文書料)の取扱いと請求について～休業、障害、年金に関する主な様式の取扱い～』表における、項目「障害(補償)給付」文書(証明)料の金額

【誤】 6,000円

【正】 7,000円

- P45 『第6章 労災様式(文書料)の取扱いと請求について～休業、障害の文書(証明)料を請求する際の記載例～』における、下部記載例のタイトルおよび記載例内の金額

【誤】 タイトル：治療終了後(治ゆ後)、障害(補償)給付用診断書料 (6000円)のみをレセプトで請求する場合の記載例

金額：6000

【正】 タイトル：治療終了後(治ゆ後)、障害(補償)給付用診断書料 (7000円)のみをレセプトで請求する場合の記載例

金額：7000